

2025. 10. 28 “いのちのとりで裁判” 決起大集会

基 調 報 告

いのちのとりで裁判全国アクション
弁 護 士 小久保 哲 郎
事務局長

1

全国29都道府県で
1,000人を
超える原告が
立ち上がって
います!

提訴した原告合計1,025人

※亡くなった方等もおられるので原告数は
最大時



国策の根幹に挑む裁判

2

相次ぐ請求棄却（原告敗訴）判決

2020年6月25日	名古屋地裁判決	棄却
2021年2月22日	大阪地裁判決	認容
3月29日	札幌地裁判決	棄却
5月12日	福岡地裁判決	棄却
9月14日	京都地裁判決	棄却
11月25日	金沢地裁判決	棄却
12月16日	神戸地裁判決	棄却
2022年3月7日	秋田地裁判決	棄却
5月13日	佐賀地裁判決	棄却

3

一転して、相次ぐ請求認容（原告勝訴）判決

2022年5月25日	熊本地裁判決	認容
6月24日	東京地裁判決	認容
7月27日	仙台地裁判決	棄却
10月19日	横浜地裁判決	認容
2023年2月10日	宮崎地裁判決	認容
3月24日	青森地裁判決	認容
3月24日	和歌山地裁判決	認容
3月29日	さいたま地裁判決	認容
4月11日	奈良地裁判決	認容
4月13日	大津地裁判決	棄却

4

2023(令和5)年4月14日
控訴審最初の大阪高裁で逆転敗訴判決



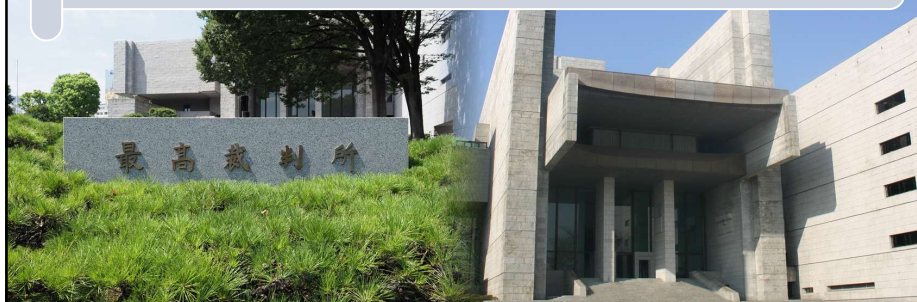
5

「大阪の借りを返した」 名古屋高裁判決
(2023(令和5)年11月30日)



6

最高裁判決言渡し期日
6月27日(金)午後3時



7

最高裁判所第3小法廷(宇賀克也裁判長)
大阪訴訟、愛知訴訟につき、原告側の勝訴判決



8

生活扶助基準引下げの違法性を認め、 保護費減額処分を取消しを命じる歴史的判決

- 最高裁が、生活扶助基準改定の違法性を認め、
保護費減額処分の取消しを命じたのは(世界)史上初
- これまでの下級審判決43(地裁31、高裁12)のうち
原告側が27勝16敗(地裁20勝11敗、高裁7勝5敗)～**勝率6割超**
- 裁判官全員一致でデフレ調整の違法性を認めた
- 国家賠償請求は棄却されたが、宇賀裁判長の詳細な個別意見がある

9

9

最高裁判決の内容

- 「デフレ調整」：「**物価変動率のみを直接の指標として用いること**」について、基準部会等による審議検討が経られていないなど、合理性を基礎付ける専門的知見がない ▢ **違法**
宇賀意見：テレビ等の物価下落率の増幅など算定方法の恣意性も指摘
- 「ゆがみ調整+2分の1処理」 ▢ **違法とはいえない**
宇賀意見：増額される世帯にとっては激変緩和ではなく不利益な措置 ▢ **違法**
- **国家賠償請求** ▢ **国賠法上の違法があるとはいえない**
宇賀意見：財産的損害が賠償されれば足りるとはいえない ▢ **慰謝料支払命令**

10

私たちの要請事項

第1 被害の回復

- 1 全利用者に対する**真摯な謝罪**
- 2 改定前基準との**差額保護費の遡及支給**
- 3 **生活扶助基準と連動する諸制度**への影響調査と被害回復

第2 再発防止

- 1 **検証委員会の設置**による事実経過と原因の調査・解明
- 2 生活保護**基準改定方法の適正化**
- 3 権利性の明確な「**生活保障法**」の制定

11

11

最高裁判決後（原告勝訴確定後）の 国、厚生労働省の原告側に対する姿勢

- 1 謝罪さえしない。
- 2 当事者と協議（6回）はするが実質的な話をしない。
- 3 今後の対応を自らが一方的に決めた「専門家」の審議（最高裁判決への対応に関する専門委員会）に委ねる。
⇒ 当事者を軽視、不誠実
▢ **「従前の方式（消費との比較）によれば12.6%論」の強調判決の意義の矮小化（被害回復額の最小化）？**

12

専門委員会の開催



- 8月13日 第1回
- 8月29日 第2回・原告関係者(原告・弁護団ら7名)意見陳述
- 9月8日 第3回 9月22日 第4回
- 10月2日 第5回 10月23日 第6回



13

専門委員会での議論状況

①減額前基準による完全補償

- 取消判決の結果、減額前基準による給付請求権が発生(争いなし)
 ●改定前基準との差額全額補償が必要(原告側)
- そのまま払えとは根性が決まらなかった判決。もう一度考え直せと差し戻したタイプ(太田)
- そういう(原告側の)考え方ももちろん成り立ちえるが、8条2項が上限を定めているという制約はある(興津)

14

②「ゆがみ調整+2分の1処理」

- 基準部会と最高裁が承認したものをやめたというのは難しいのでは。(太田)
- ゆがみ調整は、8条2項の趣旨を考慮してもう一度やり直す余地はある(興津)

～生活保護法8条2項「前項の基準は、・・・①最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、②これを超えないものでなければならない」

～需要がなければ基準を引き下げることが法の「要請である(沿う)」との老齢加算訴訟最判の言葉の意味は？

●②は法的義務ではない。福岡訴訟最判の表現が差し戻後に「要請」から「沿う」に修正されたのもその趣旨。

15

③デフレ調整的な再度の減額

- 同じ理由でのデフレ調整はできない(反復禁止効)。
- 違う理由なら理論上可能性はあるが、口頭弁論終結時までに主張・提出しえた理由を蒸し返すのは、紛争の一回的解決の要請に反してできないので、實際上無理では？
- 前訴で出して役に立たなかったような資料はダメだし、目を見張るような新しい資料が出て来た、訴訟には使えなかったのですといっても、本当かという問題になる(太田)
- デフレ調整については現実的にはそういうこと(蒸し返し)はできないという含意を含む判決ではないか(興津)

●12.6%論含め、新たな理由での再減額の道は閉ざされたはずなのに

16

別の理由(消費との比較)での再減額の「蒸し返し」審議

- 第4回:平成21年の下位10%の詳細なデータを「新たに」総務省から取り寄せて精査したら、保護基準との差は▲12.6%でなく▲12%だった。
 - ☞平成21年はリーマンショック直後で低所得世帯の消費が極端に落ちた年で、そのまま使うのは危険(経済学の委員)
- 第6回:「新たに」特殊要因を「補正」したら、▲5.61%
 - ☞やはり「蒸し返し」ではないか(法学の委員)

17

全面解決に向けた取組み～年末・年始が山場？

- 第1 中央(東京)での取組み
 - 1 専門家審議会の監視活動(11月～12月に取りまとめ?)
 - 2 国会議員への要請(年内の予算案編成、年明けの通常国会が山場?)
 - 3 厚労省前行動・協議・記者会見(次回11月7日～署名の提出)
- 第2 各地域での取組
 - 1 署名(オンライン、個人・団体)運動
 - 2 地方議会での意見書採択運動(東京都町田市・小金井市・府中市、埼玉県北本市・上尾市、山形市、さらには大阪市で採択)
 - 3 後続訴訟の進行とメディアへの働きかけ



18

最高裁判決後、国敗訴判決が出続ける異常事態

9月17日 名古屋高裁金沢支部(石川・富山訴訟)判決

9月26日 名古屋高裁(三重訴訟)判決

12月3日 仙台高裁(青森訴訟)判決予定

2月6日 東京高裁(神奈川訴訟)判決予定

ようす見だったが、続々弁論期日設定され、今後、判決が連続していく見込み

最高裁(第三小法廷)には、兵庫訴訟、秋田訴訟等が係属

19

NHKおはよう日本 9.17 石川訴訟・富山訴訟の名古屋高裁金沢支部判決当日朝の報道

「生活保護“引き下げ”で再び判決へ」



このままだと各地で国の敗訴が続くでしょう。また、時間がかかれば判決に従わない状態が続くことになり、「司法の軽視」と批判されかねません。厚労省はまず原告たちと真摯に向き合い、十分話し合って解決を急ぐ必要があるでしょう。

20

問われるこの国の三権分立

- 「法」に基づくべき「行政」が「政治」の力でゆがめられたとき、これを正すことができるのは「司法」だけ
- 「司法」は生きていた。では、「行政」「政治」はどうか？
- 10数年の闘いを経て、あらためてこの国が法治国家なのかが問われている
- しかし、決して振り出しに戻っているわけではない。
- 私たちには、歴史的な最高裁判決と、29地域に原告・弁護団・支援者らの運動と強固な連帯がある

謝罪と基本合意書の締結による全面解決
を実現し、歴史的な最高裁判決をテコに、

パッシングで分断と対立をあおる社会から
誰もが安心して人間らしい生活をおくれる
社会への転換を